項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項」とあるのは「（同項」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「派遣先企業及び国」とする。

第二十六条第一項中「（平成十一年法律第百三十号）」の下に「、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と」を加える。

第十九条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第十四条第一項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　私立大学派遣検察官等に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

第十四条第四項中「国が」の下に「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項」とあるのは「（同項」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

第二十条　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の退職等年金給付に関する規定の適用については、第八条に次の一項を加える。

4　弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは「同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は労働組合」とあり、及び「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「及び同条第五項」と、「（同条第五項」とあるのは「（同項」と、「国、行政執行法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」とする。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　樽床　伸二
法務大臣　滝　実
財務大臣　城島　正光
文部科学大臣　田中眞紀子
厚生労働大臣　三井　辨雄

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年十一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第九十七号

地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条の九」を「第五十五条」に、「第三節　長期給付（第七十四条―第百七条）」を「第三節　長期給付　（第七十四条―第百七条）

第一款　通則（第七十四条）

第二款　厚生年金保険給付（第七十五条）

第三款　退職等年金給付

第一目　通則（第七十六条―第八十六条）

第二目　退職年金（第八十七条―第九十六条）

第三目　公務障害年金（第九十七条―第百二条）

第四目　公務遺族年金（第百三条―第百七条）」に、「第五章の二　実施機関積立金及び退職等年金給付

第一節　実施機関積立金の管理及び運用（第百十二条の三―第百十二条の九）

第二節　退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百十二条の三―第百十二条の九）」を「第五章の二　実施機関積立金及び退職等年金給付

第一節　実施機関積立金の管理及び運用（第百十二条の三―第百十二条の十六）

第二節　退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百十二条の三―第百十二条の九）」に改める。

第二条第一項第二号イ中「（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「子又は孫は、」を「夫、父母又は祖父母は五十五歳以上の者に、子若しくは孫は」に、「あつてまだ配偶者がない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き」を「あるか、又は二十歳未満で」に改め、「障害等級」という。）」を加え、「ある者」を「あり、かつ、まだ配偶者がない者」に改め、同条に次の一項を加える。

4　この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第三条の二第一項第二号中「裁定」の下に「又は決定」を加え、同項第三号中「長期給付（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）の負担を含む。）に充てるべき積立金」を「厚生年金保険給付組合積立金（第二十四条の二に規定する厚生年金保険給付組合積立金をいう。）及び退職等年金給付組合積立金（第二十四条の二に規定する退職等年金給付組合積立金をいう。）」に改め、同項第四号中「及び厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金」を削る。